

PCB 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の添付書類

PCB 廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の場合、「産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出一覧表」に掲げる書類に加えて、以下の添付書類が必要です。

No.	添付書類	留意事項等
1	運搬容器の構造図 (写真、パンフレット等も可)	<p><PCB 廃棄物（高濃度）の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」*¹第3章 3.2 に掲げる運搬容器であり、容器に「PCB」及び PCB 廃棄物の種類が表示されていること。 <p><微量 PCB 汚染廃電気機器の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」*²第Ⅱ部第3章 3.1 に掲げる運搬容器であり、容器に「微量 PCB」の表示がされていること。 <p><低濃度 PCB 含有廃棄物の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低濃度 PCB 含有廃棄物の種類及び形態等に応じ、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」*²第Ⅲ部第3章 3.1 に掲げる適切な運搬容器であり、運搬容器に「低濃度 PCB」の表示がされていること。
2	運搬車両の写真	<p>○「様式第六号の二（第6面）」に貼付すること。</p> <p>○車両の側面に明瞭に視認できるよう、以下のとおり表示すること（セミトレーラ等の場合は、牽引車と被牽引車のいずれかへの表示で可）。</p> <p><PCB 廃棄物（高濃度）の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PCB」の表示を、高さ 120mm 以上×幅 300mm 以上で、10mm の黒枠の中に、大きさ 65mm 以上の黒文字で表示。 <p><微量 PCB 汚染廃電気機器 又は 低濃度 PCB 含有廃棄物の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「微量 PCB」又は「低濃度 PCB」と 90 ポイント(3.2 cm角)以上の識別しやすい色の文字で表示。 <p>○当該車両で運搬する廃棄物が消防法の定める危険物に該当し、その数量が指定数量を超える場合には、同法に基づき必要な表示をすること。</p>
3	連絡設備等の概要を記載した書類	<p>○運搬車両に緊急時連絡先を記載した書類が常備されていること（緊急時対応マニュアルに記載されていれば可）。</p> <p><PCB 廃棄物（高濃度）の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSの機種・機能が分かる書類（カタログなど）を添付すること。 ・車両運行状況発信装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いない構造であること。 ・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。 <p><微量 PCB 汚染廃電気機器 又は 低濃度 PCB 含有廃棄物の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡設備（携帯電話・PHS）が配備されており、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できること。
4	応急措置設備等の概要を記載した書類	<p>○応急措置設備・器具リスト及び設備・器具（保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具、保護眼鏡、流出・飛散防止用具、回収用具、消火設備）の写真又は図面を添付すること。</p> <p>○設備・器具の数量が作業従事者の数と比較して妥当であること。</p> <p>○緊急時対応マニュアルを添付すること。</p>
5	直接従事者が知識及び技能を有することを示す書類	<p>○（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」の修了証の写しを添付すること（原本照合を行うため、申請時に原本が必要）。</p> <p>○作業従事者リストを添付すること。</p> <p>○原則、直接従事者は講習の修了者であること（そうでない場合は、講習を修了した安全管理責任者等によるガイドラインに定める教育の実施状況の記録を添付すること）。</p>

*¹ <https://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/>（環境省 HP）参照

*² <https://www.env.go.jp/content/900533597.pdf>（環境省 HP）参照

注）PCB 廃棄物を JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）へ運搬する場合には必要な手続等については、同社にお問合せください。